

熊谷市荒川かわまちづくり検討業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、熊谷市荒川かわまちづくり検討業務委託を実施するに当たり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2 業務委託概要

(1) 名称：熊谷市荒川かわまちづくり検討業務委託

(2) 目的：本業務は、熊谷駅南口エリア（荒川河川敷を含む）の活性化とあわせて荒川公園周辺整備の一環として、河川管理者と一体となり河川区域の整備を実施するため、「かわまちづくり計画」の令和7年度登録に向け、計画の検討や協議会の運営支援、地域情報の収集・整理、地元意見収集等を実施し申請書原案を作成する業務を委託するものです。

(3) 内容

ア 計画準備

イ かわまちづくりの検討

- ・ 地域情報の収集整理
- ・ 市関連計画の収集、整合性の整理
- ・ かわまちづくり計画の検討
- ・ 地元意見の収集、社会実験等
- ・ かわまちづくり協議会の運営、支援
- ・ 申請書原案の作成

ウ 報告書の作成

エ 関係機関との協議

オ 打合せ協議

(4) 委託期間 契約締結日から令和6年3月29日まで

3 予算額

調査等に要する費用の上限は、7,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 実施形式 「公募型プロポーザル競争方式」

5 参加資格

(1) プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく、令和5・6年度熊谷市競争入札参加資格【設計・調査・測量】の種目の資格者名簿に登載されていること。

イ 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。

① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 契約の相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ かわまちづくり計画に関する業務委託の実績を複数（2件以上）有していること。

キ ア及びイの規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要とされる場合において、資格者名簿の未登載の者に対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

- ① 概要書（参考様式1）
- ② 使用印鑑届（参考様式2）
- ③ 履歴事項全部証明書
- ④ 財務諸表
- ⑤ 直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ⑥ 業務実績関係書類

(2) 協力連携事業者要件

単体の法人が本業務の提案をするにあたり、業務遂行の円滑かつ実現性の高い計画とするため、協力できる事業者との連携を行う場合は、5 参加資格に掲げる(1)ウから力の要件すべてを満たす事業者と連携することとする。

6 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式1）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。

※ 電子メール送信後、必ず建設部河川課に電話し着信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

ア 質問期限 令和5年6月6日（火）17時まで

イ 提出先 建設部河川課

電子メール kasen アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ “アットマーク” 部分は「@」に置き換えてください。

ウ 回答方法 質問及び回答については市ホームページに掲載する。

エ 回答日 令和5年6月8日（木）

7 参加申込手続

(1) 一次審査の提出書類

ア プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

(ア) 参加申込書 (様式2) 1部

(イ) 会社等概要整理表
(様式3及び事業について包括的に記載しているパンフレット等) 8部

(ウ) 業務実績調査 (様式4) 8部

イ 提出期限 令和5年6月15日（木）17時まで

ウ 提出先 建設部河川課

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とすること。

(2) 二次審査の提出書類

ア 二次審査対象となったものは、提出期限までに次の書類を提出する。

① 企画提案書（表紙：様式5、内容は様式自由）8部（正本1部副本7部）

② 見積書（A4判様式任意）8部（正本1部副本7部）

③ その他必要とする書類 8部

イ 提出期限 令和5年6月28日（水）17時まで

ウ 提出先 建設部河川課

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※ 郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

8 企画提案書作成方法

企画提案書の構成は以下のとおりとし、任意の書式で作成すること。

(1) 提案書の構成

ア 企画提案書（表紙：様式5、内容は様式自由）

- ・実施体制について
- ・計画策定に向けた条件や課題整理の提案
- ・地元意見の収集等の企画検討の提案

イ 業務工程表（様式6）

ウ 業務従事者実績調書（様式7）

エ 業務実施体制及び体制図（様式8）

オ その他必要に応じて資料を添付

(2) 提出部数 8部（正本1部副本7部）

9 審査方法

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により審査する。

(1) 一次審査

ア 審査方法

一次審査のため提出された参加申込書、会社等概要書及び業務実績について、建設部河川課において書面審査し、5者以内の者を二次審査対象として選出する。

イ 通知

書面審査で二次審査対象として選出された者に「二次審査に関する通知」を行う。なお、一次審査で各条件を満たしていなかった者、また二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を書面にて通知する。

(2) 二次審査

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により熊谷市荒川かわまつづくり検討業務委託プロポーザル審査委員会が審査を行う。

ア 審査方法

① 日 時 令和5年7月10日（月）

詳細は「参加資格審査結果通知」により別途通知する。

② 場 所 熊谷市宮町二丁目39番地

熊谷市立商工会館 3-3会議室（予定）

③ 持ち時間 各社30分以内（プレゼンテーション20分以内、委員からの質疑10分以内）

④ 内 容 提案書の内容について説明を行い、審査委員会委員が行う質問に回答する。

⑤ 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

イ 評価方法

① 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

③ 選定

合計評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお、最高点を得た者が2者以上ある場合は、「計画策定に向けた条件や課題整理に関する提案」の点数が最も高い者を候補者とする。更に同点の場合、「地元意見収集の企画検討・工程等計画の妥当性」の点数の最も高い者を契約候補者とする。この点数も同点の場合、提案価格の最も低いものとする。

最高点に続く合計評価点を得た者を次点候補者、第3位の合計評価点を得た者を第3候補者として特定する。

③評価採点基準及び配点表（審査委員会委員1人当たり）

評価採点基準項目	配点
業務実績・実施体制	15点
計画策定に向けた条件や課題整理に関する提案	25点
地元意見収集、社会実験等の企画検討・工程等計画の妥当性	20点
プレゼンテーションの内容及び質疑応答に対する対応	20点
提案価格	$\frac{20点 \times \text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$
合計	100点

④ 評価点の考え方（提案価格以外）

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、最も優れた提案をした1者のみに満点を付し、それに比較して他者には2点以上減点した点数を付す。

（他者の点数は同点数可）また、提案価格の点数については、上記の算式に各者の提案価格を代入して得た点数の少数点以下を切り捨てた整数値とする。

なお、参加者が1者の場合、上記満点を付す考えは適用しない。

⑤ 最低基準点の設定

最低基準点については、6割以上とする。

⑥ プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

ウ その他

機器等必要な場合は以下のとおりとする。

（ア）パソコン等は提案者が用意すること。

（イ）スクリーン（HDMI）及びプロジェクターは、市が用意する。

10 選定結果

（1）通知方法 全提案者に対して文書により通知する。

（2）通知時期 令和5年7月20日（木）

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

- ア 契約候補者の名称
- イ 全提案者の名称 ※申込順
- ウ 全提案者の評価点 ※得点順
- エ 契約候補者の選定理由
- オ 熊谷市荒川かわまちづくり検討業務委託プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由

11 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

13 情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は、選定後の公開とする。

14 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに建設部河川課あてに提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示し、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

15 日程

- 令和5年5月29日（火）実施公告及び参加申込及び質問開始
- 6月 6日（火）質問締切
- 6月 8日（木）質問に対する回答
- 6月15日（木）参加申込及び一次審査提出書類提出締切
- 6月21日（水）一次審査決定通知
- 6月28日（水）二次審査提出書類締切
- 7月10日（月）プレゼンテーション審査
- 7月12日（水）選定委員会への報告
- 7月20日（木）選定結果通知

16 問合せ先

熊谷市建設部河川課

住 所：〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電 話：048-524-1490（直通）

FAX：048-525-8878

E-mail：kasen アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ “アットマーク” 部分は「@」に置き換えてください。

「熊谷市荒川かわまちづくり」整備について

対象河川：一級河川荒川水系荒川

市町村名：熊谷市

推進主体：熊谷市

1 現況

熊谷市は2大河川である荒川、利根川にはさまれ、肥沃な農地、里山や自然林、丘陵地にも恵まれている。特に、JR熊谷駅（上越新幹線のほかJR在来線、秩父鉄道が乗り入れ）から荒川までの徒歩5分の区間には、図書館、文化センター、小学校、さらに市民体育館があり本市の文化施設の土地利用を形成している。

2 利用状況

- 現市民体育館 6357㎡ アリーナ約1000席、柔道場、剣道場等
- 荒川公園（近隣公園）15,119㎡、慰霊塔、グラウンド
- さくら祭 会場となる熊谷桜堤は、平成2年3月に日本さくら名所100選に選ばれ、約500本のソメイヨシノのトンネルをつくり、たくさんの人を楽しませます。
- 花火大会メイン会場 県内でも歴史ある花火大会の一つ。約1万発の打ち上げは、県内最大級。
- 荒川緑地 ソフトボール9面、ラグビー場1面、運動広場4面、ランニングコース
- 荒川サイクリングロード

3 上位計画

○熊谷市総合振興計画「スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち」の「スポーツによるまちづくりを推進する」



熊谷さくら祭

